



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 県議会に関する事項

* 和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則 1

県議会に関する事項

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則 (令和7年3月17日議決) をここに公布する。

令和8年3月24日

和歌山県議会議長 岩田 弘彦

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則 (昭和31年12月22日議決) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産(配偶者の出産を含む。)</u>、育児、<u>介護、看護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が<u>出産のため</u>出席できないときは、当該出産の予定日の<u>8週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が<u>出産したとき</u>は、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産</u>、育児、<u>介護</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が<u>出産のため</u>出席できないときは、当該出産の予定日の<u>6週間</u>(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が<u>出産したとき</u>は、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。